

NTLO REVIEW

—外国公務員に対する贈賄防止—

経済産業省は、2015年7月30日、「外国公務員贈賄防止指針」の改訂版（「新指針」）を公表しました。2点のポイントをご紹介します。

1. 法解釈の明確化

外国公務員に対する贈賄行為の罰則は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科と、重罪です（不正競争防止法21条2項7号、18条1項）。従来からも、日本の不正競争防止法で規制されていました。しかし、処罰対象とならない営業行為の範囲はどこまでか、その基準が不明確でした。そこで、新指針は、事例を複数あげたうえで、以下の整理を行っています。

①	許されない可能性が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツカーの提供 ・小額であっても頻繁な贈答品の提供 ・外国公務員の家族等をグループ企業で優先的に雇用
②	場合により許される可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に広く頒布するための広報カレンダー等の提供 ・業務上の会議における茶菓子や簡素な飲食物の提供 ・現地社会慣習に基づく季節的な小額の贈答品の提供

ただし、②も、許される営業行為と即断できません。たとえば、中国で地方政府の幹部に「月餅」を渡す際も、入札期間中である場合、重要な法改正・通達の直前である場合、契約交渉の山場であるなどの場合には、単なる社交上の儀礼にとどまらず、自社への優越的取扱を求める不当な目的があったと認定されるリスクがあります。社員研修等がされる際は、以下の点をお伝えすることが重要です。

- ・②のように新興国では当然の慣習だと思いきや思い込みかねない行為であっても、違法とされるリスクがある
- ・慎重な判断を要するので、1人で判断せず、必ず法務部門等に事前に相談する

2. グループ全体の贈賄防止体制を整備する義務

現地子会社・孫会社（「グループ会社」）による贈賄行為は、①親会社の資産であるグループ会社株式の評価減のみならず、②親会社自身に甚大な信用毀損を生じさせます。他方で、外国公務員に対する贈賄行為は現地グループ会社を通じて行われることが多く、また規程等も未整備である実情があります。

新会社法は、「企業集団の適正確保体制整備義務」を規定しています（会社法362条4項6号）。新指針は、同義務の内容として、親会社がグループ全体の贈賄防止体制を整備すべきとします。

以下のような新指針の内容を、改めてグループ全体での贈賄防止体制を検討する際に考慮することが求められています。

- ・現地グループ会社からの相談を受けつける窓口（ヘルプライン）の設置
- ・親会社コンプライアンス部門の積極的関与
（規程類整備、研修の実施、現地社員との定期的意見交換など規程類の運用状況の確認）